

居宅・介護予防居宅療養管理指導(医科) 重要事項説明書

1、法人・事業所概要

事業者名(法人)	西都保健生活協同組合
代表者氏名	理事長 村田 靖
所在地	東京都清瀬市上清戸 2 丁目 1 番 41 号

事業所概要

事業所名	富士見通り診療所
事業所番号	1314821054
所在地	東京都東久留米市本町3丁目3番233号
電話番号	042-471-2291
営業時間	月曜～金曜 9:00～16:30

2、事業所の従業員数及び勤務の体制

従業員の職種	人数
医師	常勤 1 名以上 非常勤 1 名以上
看護師	常勤 1 名以上 非常勤 1 名以上

3、提供するサービスの内容

- ①通院困難な方に対して、利用者の居宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握し、医学的の計画及び注意点等のご説明を行うことにより、安心して居宅で療養できるように努めます。
- ②利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。
- ③要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師が、療養上の管理及び指導を行い、療養生活の質の向上を図るため指導内容等を指定居宅介護支援事業者(ケアマネ)に情報提供をします。

4、利用料

利用料については「契約書別紙」をご確認ください。

5、その他の利用料

車代・交通費はいただいております。

6、利用料の請求と支払い方法について

利用料については、利用月ごとの合計金額により請求いたします。利用月の翌月 20 日前後までに利用者あてに請求書をお渡し又は郵送します。支払い方法は、現金又は口座自動振替でお願いしています。お支払い後に領収書をお渡し又は郵送します。

7、サービスの提供にあたって

介護保険被保険者証を確認させていただきます。介護度や負担割合等の変更があった場合は速やかに当院にお知らせください。

8、虐待の防止について

当院では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために指針を整備・定期的(年1回)に研修等を実施し、職員の人権意識の向上・知識や技術の向上に努めます。虐待防止委員会を定期的開催し、職員に周知します。

【虐待防止に関する担当者】	雨田 はるみ (看護師長)
---------------	---------------

9、身体拘束について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録を行います。

10、事故発生時の対応方法について

事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から2年間保存します。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

11、サービス提供の記録

指導又は助言を行った場合は、その要点を診療録に記録します。その記録は契約終了日から2年間保存します。

12、衛生管理等

職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

13、感染症対策

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のため指針を整備し、研修及び訓練を定期的に実施します。医療安全委員会を定期的に開催し、職員に周知します。

14、業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、研修及び訓練を定期的(年1回)に実施します。

15、職員の健康管理、守秘義務等

- ・職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、業務に専念します。
- ・職員は、事業所で行う健康診断を受診します。
- ・職員の力量向上のために、年1回以上研修の機会を確保します。
- ・職員は、業務上知り得た情報については秘密を保持します。
- ・事業所は、職場におけるハラスメントによって就業環境が害されることを防止します。

16、サービスに関する相談・苦情について

利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しています。苦情に関して国民健康保険団体連合会や市からの指導・助言を受けた場合は、必要な改善を行います。

【事業者の窓口】	富士見通り診療所 担当者： 雨田 はるみ（看護師長）、小林 博人（事務長） 電話番号 042-471-2291 FAX 042-472-0131 受付時間 月～金曜日午前9時00分から午後5時00分
【市町村(保険者)の窓口】	東久留米市健康福祉部介護保険課 電話：042-470-7777 東村山市健康福祉部介護保険課 電話：042-393-5111 小平市健康福祉部介護保険課 電話：042-341-1211
東京都 国民健康保険団体連合会	東京都国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口 電話 03-6238-0177

居宅・介護予防居宅療養管理指導(医科) 契約書

西都保健生協 富士見通り診療所（以下「事業者」という）と
（以下「利用者」という）とは、居宅・介護予防居宅療養管理指導(医科)サービスの利用に関して次のとおり契約を結びます。

第1条(目的)

事業者は介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理および指導を行うことにより療養上の質の向上を図ります。

第2条(契約期間)

この契約の期間は 年 月 日 から 訪問中止 までとします

第3条(運営規程の概要)

事業者の運営規程の概要(事業の目的、職員の体制、居宅療養管理指導サービスの内容等)、従業者の勤務体制等は、別紙重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条(居宅・介護予防居宅療養管理指導の内容及びその提供)

事業者は、事業者に属する医師が居宅へ訪問し、重要事項説明書に記載した居宅・介護予防居宅療養管理指導のサービスを提供します。

第5条(料金)

利用者は、「契約書別紙」に定める料金のもとに計算された月ごとの合計額を支払います。

第6条(居宅介護支援事業者等との連携)

事業者は、利用者に対して居宅・介護予防居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者またはその他保険・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に務めます。

第7条(協力義務)

利用者は、事業者が利用者のため居宅・介護予防居宅療養管理指導サービスを提供するにあたり、可能な限り事業者に協力しなければなりません。

第8条(苦情対応)

事業者は苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、事業者が提供した居宅・介護予防居宅療養管理指導サービスについて利用者、利用者の後見人又は家族から苦情の申立がある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

第9条(秘密保持)

- 1 事業者は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及び家族の個人情報を漏らしません。
- 2 事業者及びその従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人又は家族に使用目的を説明し同意を得なければ使用することができません。

第10条(契約の終了)

次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

- 1 利用者が要介護(支援)認定を受けられなかったとき。
- 2 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所又は入院等をしたとき。
- 3 利用者において、居宅療養管理指導サービスの提供の必要性がなくなったとき。
- 4 利用者が死亡したとき。

第11条(協議事項)

この契約に定めのない事項については、介護保険法等の法令に従い、事業者・利用者の協議により定めます。

利用者さまの個人情報保護について

利用者さまに安心して在宅生活を送っていただくために安全な介護サービスを提供するとともに、利用者さまの個人情報の取り扱いにも、万全の体制で取り組んでいます。

個人情報の利用目的について

利用者さま及びご家族さまの個人情報を下記の目的で利用させていただくことがあります。
これら以外で利用させていただく場合には、改めて利用者さま及びご家族さまから同意をいただくことにしております。

当事業所における個人情報の利用目的は以下の通りです。

- 1)医療・介護の保険請求にかかわる事務手続き
- 2)事業所内での介護サービス、調整・打ち合わせ等
- 3)研修、実習生等受け入れの際の情報の共有
- 4)主治医やケアマネージャー、ヘルパーなどの介護事業所、医療機関など関係者との打ち合わせ
- 5)損害保険会社との調整(事故対応時)

利用者さまの生活の向上、サービスの質の向上のために必要な場面で、みなさまの情報を利用させていただきます。同意しがたいものがある場合はお申し出下さい。

個人情報の開示・訂正・利用停止について

利用者さまの個人情報の開示・訂正・利用停止等につきましても「個人情報の保護に関する法律」の規定に従って進めております。

契約締結日： 2025 年 月 日

(事業者)

当事業者は、「契約書」及び「重要事項説明書」「個人情報保護について」に基づき、サービス内容および重要な事項を説明したうえ、サービス契約を取り交わしました。

事業者	所在地	東京都東久留米市本町3丁目3番23号
	名称	西都保健生活協同組合 富士見通り診療所
	代表者	管理者 橋爪 洋一

(利用者)

私は、「契約書」および「重要事項説明書」「個人情報保護について」に基づいて、事業者から居宅・介護予防居宅療養管理指導についての重要な項目の説明を受け、サービス契約に同意しました。また個人情報の利用目的について確認し承諾しました。

利用者	住所	_____
	氏名	_____

代理人	氏名	_____ (利用者との続柄)
ご家族	氏名	_____ (利用者との続柄)